サービス担当者会議実施加算について

令和３年１２月27日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

報酬告示と留意事項通知、障害者総合支援法事業所ハンドブック

（２０２１年版）より抜粋

●　サービス担当者会議実施加算　　１００単位／月

※継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し、面接するとともに、福祉サービス等の担当者を招集して、利用者の心身の状況等やサービスの提供状況の確認、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合（利用者１人につき、１月に１回を限度）（報酬告示別表の10→1126頁）

**【報酬告示】　10　サービス担当者会議実施加算**

注　指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

**【留意事項通知】　●サービス担当者会議実施加算の取扱いについて〔第四の11〕**

（1）趣旨

継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。

（2）算定に当たっての留意事項

サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。

（3）手続

第四の10（3）の②の規定を準用する⇒1127頁

**【留意事項通知】　●集中支援加算について〔第四の10〕**

（3）手続き

　　②　計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（2）を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

報酬告示と留意事項通知、障害者総合支援法事業所ハンドブック

（２０２１年版） ～第４章　障害児相談支援～ より抜粋

●　サービス担当者会議実施加算　　１００単位／月

※継続障害児支援利用援助の実施時において、利用者の居宅等を訪問し、面接するとともに、福祉サービス等の担当者を招集して、利用者等の心身の状況等やサービスの提供状況の確認、計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合（利用者１人につき、１月に１回を限度）（別表の10→1178頁）

**【報酬告示：1178頁】　10　サービス担当者会議実施加算**

注　指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

**【留意事項通知：1179頁】　●サービス担当者会議実施加算の取扱いについて〔第四の11〕**

（1）趣旨

継続障害児支援利用援助の実施時において、障害児の居宅等を訪問し障害児等に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児相談支援対象保護者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものである。

（2）算定に当たっての留意事項

サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。

（3）手続

第四の10（3）の②の規定を準用する⇒1127頁

**【留意事項通知：1127頁】　●集中支援加算について〔第四の10〕**

（3）手続き

　　②　計画相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（2）を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、５年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.1

　（サービス担当者会議実施加算①）

問84　「担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。　また、全員集まらないと算定できないのか。

（答）

　サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。

　ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

　（サービス担当者会議実施加算②）

問85　モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画を変更することになった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。

（答）

　モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。

令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.2

　（加算共通②）

問28　記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

（答）

　各加算（体制を評価する者を除く）の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

　これらは、基準省令第３０条第2項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。　ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

　なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第30条第2項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことが出来る。

　（記録に記載する事項）

・利用者氏名　・担当相談支援専門員氏名　・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者（氏名、所属、職種）　・検討内容の概要※（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策）

※検討事項等に係る詳細については留意事項通知の通り。

　（集中支援加算）

問36　「集中支援加算」と「サービス担当者会議実施加算」におけるサービス担当者会議の要件はそれぞれどのように異なるのか。

（答）

「集中支援加算」の算定に係るサービス担当者会議については、臨時的な会議開催の必要性が生じた状況のもと、利用者に利用するサービスに対する意向等を確認し、かつ、支援の方向性や支援の内容を検討することを円滑に行う必要があることから、利用者や家族の会議への参加を算定の要件としている。

一方、「サービス担当者会議実施加算」は、モニタリングに際してサービス担当者会議を開催した場合に算定が可能である。モニタリングでは利用者との居宅等での面接を含め、別途利用者と接し、利用者の状況や解決すべき課題の変化を把握する機会があること等から利用者の会議出席を必須とはしていないものの、本人及びその家族の意向を丁寧に反映させる観点から、可能な限り参加を求めることが望ましい。

以上